

9 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について

(1) 名簿及び個別避難計画の内容は個人情報であるため、無関係者に知らせたり、名簿を複写したりすることなく、適切に管理すること。

(2) 現在、名簿及び個別避難計画は1年ごとに更新しているため、更新の際には、更新前の名簿を市へ返却し、更新後の名簿を保管すること。

(3) 自治会長が交代する際には、必ず名簿及び個別避難計画を引き継ぐこと。

(4) 名簿情報に変更がある場合は、市へ報告すること。

(5) 身の周りで、災害時に自力避難することが不可能で、名簿に登録することに同意する方がいる場合は、避難行動要支援者名簿兼個別避難計画書に記入すること。

お問い合わせ：地域福祉課 0897-65-1237

：介護福祉課 0897-65-1241

：危機管理課 0897-65-1282



